### お知らせワイド

### 令和3年度

## 狂犬病予防注射e お忘れなく!

令和3年度の狂犬病予防集合注射を右表の とおり実施します。

犬を飼ったら必ず登録の手続きをし、生後90 日を経過している犬には、毎年、狂犬病予防注 射の接種を受けさせてください。

市に登録がある犬の飼い主あてに、「狂犬病 予防注射のお知らせ」(はがき)を送付しました。 必要事項を記入の上、おつりのないように手数 料を準備して当日会場へ持参してください。

#### 狂犬病予防注射・ 狂犬病予防注射済票交付手数料

3,400円

- ※新たに飼い始めた犬の登録をする人は、登録 手数料として別途3,000円が必要です。
- ▶マスクを着用の上、必要最小限の人数で会場 へお越しください。
- ▶発熱や体調が悪い人は来場を控え、12月まで に動物病院で接種を受けさせてください。
- ▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況 により、中止となる場合があります。

#### 次の病院でも予防注射と登録ができます

- ▽菜の花動物病院(野村四丁目 ☎84-3478) ▷はら動物病院(北町 ☎84-1010)
- ※注射料金は、集合注射と異なる場合がありま すので、各病院へお問い合わせください。

#### 市外の動物病院で予防注射を受けた場合

注射済票を交付しますので、動物病院発行の「狂犬病予 防注射済証 | と注射済票交付手数料550円を環境課環境 創造グループ(総合環境センター4階)または地域観光課 地域サービスグループ(関支所1階)へ持参してくださ い。

#### 令和3年度狂犬病予防集合注射日程表

とき	会 場	時間
4/20 (火)	みずほ台幼稚園送迎用駐車場	午後1時15分~1時30分
	みずきが丘集会所	午後1時40分~1時55分
	田村公民館	午後2時05分~2時20分
	井田川地区北コミュニティセンター(みどり町)	午後2時30分~2時50分
	井田川地区南コミュニティセンター(和田町)	午後3時00分~3時15分
	栄町公民館	午後3時25分~3時40分
	城北地区コミュニティセンター	午後3時55分~4時10分
4/21 (水)	道野公民館	午後1時10分~1時25分
	北東地区コミュニティセンター	午後1時35分~1時50分
	本町地区コミュニティセンター	午後2時00分~2時15分
	御幸地区コミュニティセンター	午後2時25分~2時40分
	東部地区コミュニティセンター	午後2時50分~3時05分
	天神・和賀地区コミュニティセンター	午後3時15分~3時30分
	南部地区コミュニティセンター	午後3時40分~3時55分
	JA鈴鹿昼生出張所	午後4時05分~4時20分
4/22 (木)	白川地区南コミュニティセンター	午後1時15分~1時30分
	小川生活改善センター	午後1時40分~1時55分
	鈴鹿農協安坂山出張所跡	午後2時10分~2時35分
	野登地区コミュニティセンター	午後2時45分~3時00分
	辺法寺営農組合集会所	午後3時10分~3時25分
	川崎地区コミュニティセンター	午後3時35分~4時00分
	能褒野公民館	午後4時10分~4時25分
4/23 (金)	野村地区コミュニティセンター	午後1時05分~1時25分
	布気神社	午後1時30分~1時45分
	JA鈴鹿亀山神辺支店	午後1時55分~2時10分
	関文化交流センター	午後2時20分~2時45分
	東の追分駐車場	午後2時50分~3時05分
	林業総合センター	午後3時20分~3時35分
	下加太公民館跡	午後3時40分~3時55分
	関ヶ丘集会場	午後4時05分~4時20分

#### 飼い主の変更・犬の死亡などの場合

飼い主の変更や犬の死亡などがあった場合は、鑑札と 注射済票を持参の上、30日以内に環境創造グループまた は地域サービスグループへ届け出をしてください。

# 40 40 40 40 40 40 40 40 40

## 犬や猫を飼い始めたら



- ・犬は市へ登録し、鑑札を首輪に付けましょう。
- ・飼い猫に必ず首輪を付け、首輪に連絡先と所有者の氏 名を明記しましょう。
- ・猫は繁殖力の強い動物です。産まれてくる猫に責任が 持てない場合は、避妊または去勢手術を受けさせま しょう。

# 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30

### 犬や猫を飼っている間は



- ・ペットのフンは、必ず掃除しましょう。散歩中など外出先でのフンは持ち帰りましょう。
- ・令和3年度は、4月~12月の間に(新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は接種期間が12月まで延長さ れています)狂犬病予防注射を受けさせ、市へ報告しましょう。(動物病院で注射済票をもらった場合を除く)
- ・放し飼いは禁止です。犬をリードでつなぐか柵などで囲み、家の敷地から犬が出ないようにしましょう。
- ・飼い猫は柵などで囲み、できるだけ屋内で飼育しましょう。
- ・飼い始めたら、責任と愛情をもって終生飼養しましょう。動物の虐待や捨てることは犯罪です。
- ・ペットがしたことは、飼い主の責任となります。
- ・飼い犬が逃げてしまった場合は、すぐに鈴鹿保健所(☎059-382-8674)と警察へ連絡してください。

問合先 環境課環境創造グループ(☎96-8095)